

学校法人鶴岡学園購入等契約に関する取引停止等取扱内規

(目的)

第1 この内規は、学校法人鶴岡学園契約規程第5条の規定に基づき、学校法人鶴岡学園(以下「本学園」という。)における建設工事並びに物品購入、貸借、請負その他の契約(以下「購入等契約」という。)に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いを定め、契約事務を適正に行うことを目的とする。

(定義)

第2 この内規において、「取引停止」とは、購入等契約に係る業者取引の停止をいう。

(取引停止の措置)

第3 購入等契約に関わる業者が、別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、情状に応じて別表各号及びこの内規の定めるところにより期間を定め、購入等契約に係る業者の取引停止を行うものとする。

(見積書の取消し)

第4 見積書の提出を依頼した後に取引停止となった業者については、見積書の提出の依頼を取消すものとする。

2 すでに見積書が提出され、見積書開封に至っていない場合は、受理しないものとする。

(取引停止措置等の通知)

第5 第3の規定による取引停止及び第4第1項の規定による取消しをしたときは、当該業者に対し、遅滞なく通知するものとする。

(取引停止期間中の下請等)

第6 取引停止期間中の業者が、本学園における購入等契約に関して、全部又は一部の下請をすることは認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止期間の開始前に下請している場合はこの限りでない。

(警告又は注意の喚起)

第7 取引停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告あるいは注意の喚起を行うことができるものとする。

(改廃)

第8 この内規の改廃は、理事長裁定に基づき行うものとする。

附 則

この内規は、平成27年4月7日から施行する。

別表

取引停止の措置基準

区分	措置要件	取引停止期間
1.契約違反	本学園発注の物品購入等契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不相当であると認められる場合	認定をした日から、1か月以上12か月以内
2.落札決定後の契約締結の辞退	本学園発注の物品購入等契約に係る競争契約において、落札の決定後に契約締結の辞退をした場合	認定をした日から、1か月以上12か月以内
3.談合	本学園に係る物品購入等契約において、競争入札妨害又は談合を行った場合	認定をした日から、1か月以上12か月以内
4.不正行為	①本学園に対し、架空請求を行った場合	認定をした日から、3か月以上24か月以内
	②納品の事実を偽った場合	認定をした日から、3か月以上24か月以内
	③本学園の許可を得ないで、物品の貸付、試供品の提供、その他業者の将来的な営利を目的として営業活動を行った場合	認定をした日から、1か月以上12か月以内
	④提出書類に意図的な虚偽があった場合	認定をした日から、3か月以上24か月以内
	⑤その他、本学園が不正と認めた場合	上記①～④を考慮し、事務局長が決定する
5.贈賄	①本学園の教職員に対し、贈賄を行った場合	認定をした日から、1年以上3年以内
	②本学園の教職員が責任者となる研究活動やプロジェクトにおいて、分担責任者や協力者に対し、贈賄を行った場合	認定をした日から、1年以上3年以内
6.その他	①業者が取引停止期間中であるにもかかわらず、本学園において営業活動を行った場合	認定をした日から、1か月以上12か月以内
	②本学園に対し、不誠実な行為を行った場合	事務局長が決定する
	③本学園以外の公的機関において取引停止の措置が行われた場合	社会的影響度等を考慮し、事務局長が決定する
	④前各号に掲げる場合のほか、特別の事由により本学園発注の物品購入等契約の相手方として不相当であると認められる場合	事務局長が決定する